

吹田市立図書館条例及び吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正 並びに吹田市立図書館の指定管理者に関する規則の制定の骨子案

1 目的

平成28年度(2016年度)に定めた(仮称)健都ライブラリー設計基本方針に基づき、健都ライブラリーを設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものです。

健都ライブラリーにおいては、図書館運営事業に加え、健康の増進を図るための事業を行います。

図書館運営事業については、図書館司書資格を有する市職員が(一部、窓口等業務については業務委託を導入)既存の吹田市立図書館間のネットワークの一端を担い、所蔵する資料等を市全域で活用できるようにします。

健康の増進を図るための事業に係る業務と、施設の維持管理業務については、民間ノウハウの有効活用を図るため、指定管理者制度を導入します。北大阪健康医療都市の地域特性をいかし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るため、指定管理者候補者の選定は健都レールサイド公園と一括して行います。

2 条例及び規則の一部改正並びに規則の制定の内容

(1) 名称及び位置

吹田市岸部新町2番の一部及び3番に図書館を設置し、名称を「吹田市立健都ライブラリー」とします。

(2) 設置目的及び事業

既存の吹田市立図書館の設置目的及び事業に加え、更に健都ライブラリーにおいては、北大阪健康医療都市の地域特性をいかし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行い、健康寿命の延伸に資することを目的とします。

(3) 開館時間

健都ライブラリーの施設のうち、閲覧室等の開館時間は、既存の吹田市立図書館と同様に、午前10時から午後6時まで(木曜日及び金曜日は、祝日に当たる場合を除き、午後8時まで)とし、健康の増進を図るための事業のための施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとします。

(4) 指定管理者制度の導入

指定管理者を指定し、健都ライブラリーの管理業務(図書館運営事業を除きます。)を行わせることとします。指定管理者の指定期間は、5年とします。

なお、そのため指定管理者候補者選定委員会を設置します。

3 施行予定日

指定管理者の選定手続については、公布の日から施行します。

指定管理者の指定については、平成32年(2020年)4月1日から施行します。

健都ライブラリーの設置については、平成32年11月から施行します。